

平成30年度  
第2回小牧市国民健康保険運営協議会  
議 事 録

平成31年2月14日（木） 午後2時から  
小牧市役所本庁舎3階 301会議室

平成30年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 平成31年2月14日(木) 午後2時から
- 2 場所 小牧市役所本庁舎3階 301会議室
- 3 出席者 [被保険者代表]  
松屋亜州男委員、今村究委員、加藤峰子委員、林好子委員  
  
[保険医等代表]  
菱田直基委員、吉田雄一委員、酒井義仁委員  
船橋きみえ委員  
  
[公益代表]  
早稲田幸男委員、平林克之委員、松岡和宏委員  
高井保宏委員  
  
[市側、事務局職員]  
廣畑健康福祉部長、伊藤健康福祉部次長  
保険年金課 澤田課長、社本係長、福光係長、早川主事
- 4 欠席者 なし
- 5 署名委員 松屋亜州男委員、松岡和宏委員
- 6 傍聴者 1名
- 7 議事 [議事録]  
[開会 14時00分]

【司 会】 定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、当協議会の傍聴の申し出が1名ありましたので、報告させていただきます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

平成30年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会次第がA4サイズで1枚、諮問資料として、基礎課税額に係る課税限度額についての資料が両面印刷で2枚、応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについての資料が両面印刷で2枚、報告資料として、軽減判定基準の改正についての資料が1枚です。それから、平成30年度国民健康保険等の事業概要の冊子が1冊です。

不足等ございましたらお知らせください。よろしかったでしょうか。

それでは、次第に従いまして始めさせていただきます。

まず初めに、早稻田会長より御挨拶をお願いいたします。

【会 長】 皆さん、寒い中御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

本日は、お手元に次第が配付されておりますように、本日の議題の中に諮問があります。この後、廣畑部長より、基礎課税額に係る課税限度額について、及び応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについての諮問を受けることになっております。昨年末に出されました平成31年度税制改正大綱によりますと、平成31年度は改正が予定されているとのことですので、委員の皆様方の活発な意見をいただきながら、議事を進めてまいりたいと思いますので、御協力を、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、会の初めの挨拶とさせていただきます。よろしく御協議をお願いいたします。

【司 会】 ありがとうございました。

続きまして、廣畑健康福祉部長から挨拶申し上げます。

【廣畑部長】 委員の皆様、改めましてこんにちは。健康福祉部長の廣畑でございます。

本日は大変お忙しい中、またこのように寒い中、第2回小牧市

国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから本市の健康福祉行政に御理解と御協力をいただきまして感謝申し上げます。

本日の議題につきましては、先ほど会長の御挨拶にありましたように、まず国の税制改正や制度改正を受けた本市の課税限度額及び旧被扶養者減免の改正案について諮問をさせていただきました、その後審議、審議後、平成31年度以降の軽減判定基準の改正について説明をさせていただきたいと考えております。

今後も、国民健康保険事業の健全運営のための方策などにつきまして、委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただき進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【司 会】 続きまして、今回は各委員の皆様基礎課税額に係る課税限度額について等を御審議いただくため、ただいまから、諮問書を廣畑健康福祉部長から会長にお渡しいたします。

部長、前のほうへお願いたします。

【廣畑部長】 読ませていただきます。よろしくお願いいたします。

平成31年2月14日、小牧市国民健康保険運営協議会会長 早稲田幸男様、小牧市長 山下史守朗。

国民健康保険税の課税限度額等の改正について（諮問）。

このことについて、国民健康保険法第11条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

記といたしまして、諮問事項1. 基礎課税額に係る課税限度額について。平成30年度中に国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、基礎課税額に係る課税限度額を現行58万円から61万円に改める。

2といたしまして、応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて。応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【司 会】 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、会長をお願いいたします。

早稲田会長、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思っております。

その前に、事務局から本日の委員の出席者数の御報告をよろしくをお願いいたします。

【福光係長】 ただいまの出席委員は12名であります。よろしくお願いいたします。

【会長】 過半数の委員の方の御出席をいただいておりますので、本日の協議会は成立いたしております。

次に、本日の議事録の署名者を指名させていただきたいと思っております。松屋委員と松岡委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

先ほど諮問をいただきました中から、まず、アの基礎課税額に係る課税限度額についてを議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

【澤田課長】 保険年金課長 澤田でございます。

それでは、諮問（ア）基礎課税額に係る課税限度額について説明をさせていただきます。

お手元の諮問資料をごらんください。

1枚はねていただきます。

1. 国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。

基礎課税額に係る課税限度額を61万円とするであります。

①課税限度額についてです。

国民健康保険税は負担能力に応じた公平なものである必要があり、受益との関連において被保険者の納税意欲に与える影響や事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度を設けることとしています。また、地方税法施行令において国の法定課税限度額が定められており、これに基づいて各市町村では条例により課税限度額を定めることとなっております。

本市では、小牧市国民健康保険税条例第2条により、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の区分で限

度額を定めており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この額を課税額として3つの区分の合計額を国民健康保険税額としています。

また、本市におきましては、地方税法施行令の改正による法定課税限度額の引き上げと同時に実施してきた経緯があることから、平成30年度の課税限度額は、国の定める法定課税限度額と同額となっております。

下の表を見ていただきますと、こちらに記載させていただいておりますが、平成30年度課税限度額につきましては、法定の欄に記載している額が地方税法施行令で定めている課税限度額で、基礎課税額が58万円、後期高齢者支援金等課税額が19万円、介護納付金課税額が16万円、合計で93万円となっており、本市におきましては、法定の額と同額の課税限度額を設定しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

表は、法定及び本市の課税限度額の推移を記載したものでございます。平成23年度以降、法定の課税限度額に合わせて本市の課税限度額も引き上げている状況でございます。

次に、②の平成31年度小牧市国民健康保険税における課税限度額（案）についてですが、平成31年3月改正予定の地方税法施行令により、平成31年度から法定課税限度額が引き上げられることになり、本市においても、次の理由により課税限度額を法定課税限度額と同額とする改正を検討しています。

なお、市の条例改正は、地方税法施行令の改正後の3月末に行う予定です。

改正理由としましては、アとしまして、法定課税限度額は、相当の高所得者であっても課税限度額までの保険税負担でよい仕組みとなっていることから、保険税負担の格差を是正し、また所得階層別の負担ができるだけ公平となるように設定されていること、またイとしまして、国民健康保険財政の健全化に向け、一般会計からの決算補填等目的による繰り入れの解消・削減を図る必要があることによるものでございます。

下の表が改正（案）でございます。

医療分を3万円引き上げ、支援分、介護分は据え置きとし、合計で課税限度額を3万円引き上げ、96万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

③の改正による影響についてでございます。

(1)国保税（課税額）の増加見込みとしまして、医療分が約1,070万円の増額となる見込みでございます。

(2)の該当する世帯数の見込みですが、これは、今回の改正により金額が増額となる世帯についてになります。全国保加入世帯1万9,231世帯のうち379世帯、約1.97%が増額となる見込みでございます。

(3)は、該当世帯の例になります。モデル世帯で夫婦40歳、子供1人の3人、固定資産税なしの世帯の場合、限度額に到達する所得としましては、現行の課税限度額では約1,150万円ですが、引き上げ後は約1,130万円となる見込みでございます。

以上で説明とさせていただきます

【会長】 ただいま事務局からの説明が終わりました。

皆様方の御質問、御意見等をいただきたいと思います。

何か御質問等ございましたら、挙手の上、お願いしたいと思います。

よろしかったですか。

【松岡委員】 課税限度額を引き上げるということなんですけど、課税限度額を逆に引き上げをしないような自治体というのは県内であるんでしょうか。

【澤田課長】 県内ですが、アンケートを実施させていただいております。

47市町村から御回答をいただきました。引き上げをするという逆の言い方をさせていただきますが、法定のとおり引き上げをさせていただくものが32市町村、68.1%。1年おくれで引き上げというところが13市町村でしたので、45市町村が引き上げということで御回答いただきました。2市町村につきましては、未定ということでしたので、引き上げないというところは今のところございません。

【松岡委員】 ありがとうございます。



【会 長】 そのほか、よかったですでしょうか。

【今村委員】 済みません、教えていただきたいのですが、課税限度額を引き上げるということは、今まで収入がこれだけだから、課税ぎりぎりでされていなかったけれども、一部が課税されるようになって、それが379世帯ということですか。

【会 長】 事務局よろしいですか。

【澤田課長】 課税限度額が上がるというのは、例えば今のお話だと、所得がどんなに高い方であっても限度額でいいようになっています。たとえ1億稼いでいる方でも、93万でよろしいですというふうになっていますけれども、それを少し応能分だけ上げさせていただこうとするのが、この限度額を上げていくものです。所得の高い方について影響が出ますので、今は93万円の方で96万円になる方がどのくらいあるかということで、先ほど申しました人数になるということでございます。以上でございます。

【平林副会長】 質問ですが、(3)の該当世帯の現行と改正の数字の意味をもう一遍御説明いただけませんか。改正後が1,130万円になっていて、現行が1,150万円ということですが、この意味をお知らせいただきたいのですが。

【澤田課長】 (3)の該当世帯のモデル例についての御質問かと思えます。

もともとは限度額を上げていくことによって、限度額のほうで、夫婦2人、子供1人の3人世帯の方で、幾らの給与所得であると限度に達するかということの一つのモデルとして、これを上げさせていただいているものでございます。

【平林副会長】 少なくとも余分にかかってくるというふうな考え方ということですか。

【澤田課長】 それは、そういうことになっていきます。

【松屋委員】 先ほどの限度額の御質問の中で、高額所得の方を見直すというような御説明がありましたが、今の話では、限度額に到達する所得が逆に下がっていますよね。この辺の矛盾はないですかね。

例えば1,150万の方が、1,200万円になりましたよということだと、納得できるんですけど、逆に下がっているものですから。

【澤田課長】 事務局から回答いたします。

【福光係長】 事務局、福光から説明させていただきます。



実は、こちらの1,130万円を出すときに、現行のほうは30年度の税率で計算をしています。改正のほうは、今年のこちらの協議会に諮問させていただいた31年度向けの税率で計算をさせていただいている都合で、所得自体は下がってしまうことに計算の結果はなっております。同じ税率で計算をすると上がってくるはずですが、同じ税率で比較をしていなかったのです。

【会長】 それは、昨年、資産割だとか、いろいろなものが10年かけて廃止されていくことによって、税率や何かが部分的に変更されている、そういったことでの影響ですか。それでよろしいですか。

【福光係長】 はい。済みません、わかりにくい資料になってしまいました。

【松屋委員】 できたら同じベースで比較していただけると、非常に我々にはわかりやすいのですが。

【福光係長】 はい、申しわけありません。

【会長】 (3)の例がありますよね。その例の、夫婦40歳、子供1人、固定資産税なし、3人世帯というところで、所得額が例として挙げられているのが1,130万円ということなんですけど、これイコール、上の1.97%の方たちになるのですか。

【澤田課長】 整理してお話しさせていただきます。

まず所得についてお話しさせていただこうと思います。限度額に到達する所得というのは、収入ではなくて、基礎課税額を引いたものということです。実際の収入はもっと大きい額になってきます。

それともう一つ、40歳の設定というのは、介護分の保険税が発生する年齢ということで、計算要素が全部かかってくることを想定して設定したものです。

ただ、今お話のありましたとおり、この金額は確かに31年度の保険税額で計算した部分がありましたので、単純比較にはならず大変申しわけなかったです。この金額、1,130万円を超えていく方については、限度額を超過する方ということになりますので、この2番でいうところの見込みに入っている方になってくるということでございます。以上でございます。

【平林副会長】 そうすると、総収入と考えるとすごい額ですよ。そんな人が379世帯いるという解釈ですか、40歳で。ちょっと何か例示が

納得できない部分があって、御質問を最初にさせていただいたのですが、総収入じゃないので、これは所得ですから、2人でこれだけある。そういう理解をすると、わからなくて。

【澤田課長】 給与だけではないものですから、収入としては、例えばその他の所得、不動産があつたりという方も見えますので、例として40歳というので挙げさせていただいたものです。

【会 長】 さっき聞いたように、40歳の夫婦の3人世帯の方が1.97%なんですか。

【澤田課長】 そうではないです。

【会 長】 じゃあ、逆に言えば、3人世帯の40歳の方で、実際の所得額というのは幾らぐらいですか。この例で、もう1,130万と書いてあるので、いや、そんなにたくさんある人がたくさんみえるのかなあと思ったんですが。

【澤田課長】 上限に達する方が、この設定だとどのぐらいの所得の方かというのをお示ししようと思わせていただいたもので、40歳の方の平均がこのぐらいだというニュアンスではありません。

【福光係長】 済みません、先ほど同じ30年度の税率で比べたらどうかというお尋ねをいただいていたのですが、1,130万は31年度の税率で計算してしまっていたのですが、30年度の税率で計算しますと、1,183万円になります。

【今村委員】 要は、簡単に言うと、40歳で例えば3人家族のようなのが何軒もあるとしますね。そうすると、ほとんどは、この改正の1,130万を超えないということですか。

【澤田課長】 実態はちょっと個別に承知しておりませんので、必ずしもという話ではありませんが、一般的な年齢に応じたサラリーマン収入を考えると、この1,000万というのはなかなか高い金額だと思いますので、そういう意味では限度額、ほかのものがなければですが、給料だけでこれを突破していく方というのは、そうはいないと承知しております。

【高井委員】 今の論議については、2ページ目の改正理由のAのところを示そうとしていることであれば、もうちょっと比較して説明すれば、今の問題はクリアできるような気がするんだけど、私が勘違いしておいたらあれなんですけど。

【会 長】 事務局どうぞ。

【澤田課長】 今のアの部分については、限度額を上げていきますけど、所得が高い方について、もう少し応能部分を負担していただくという考え方が示されているのが、このアの部分でございます。限度額を上げることによって保険税収入を上げる、それによって、そのほかの方についての税率を抑えていこうとするのがこの考え方です。3については、目安をお示ししたかったものですから。

【会 長】 酒井委員。

【酒井委員】 今、多分40歳以上というのは、後期高齢者支援金と介護支援金の金額を含むのが40歳から64歳までという区分けがあって、そこには皆さんが税金を支払っていただくという形になっているものですから、その関係で多分40歳ということだと思います。それが50歳だろうが、基本的には一緒だというふうに思っています。

今、医療費がすごく高騰していて、国の財政がとてつらい段階で、国が困ってしまっていると。高額薬剤とか、いろいろできてきているものですから、その関係を少しでも緩和しようということで、お金をたくさんもうけてみえる方は税金を払っていただく。そうじゃない方はそれ相応にという考えで、この区分としての限度額を引き上げるのであって、全体が少しずつ上がるのかもしれませんが、最高額を上げるという意味合いでこの形を変えられたというのは、これでもいいのではないかなと私は思っています。

ただ、その40歳というのは、別に40歳以上の方で64歳までであれば、基本的には後期高齢者支援金、介護支援金を払わなければいけません。今回はその金額が変わらない。ただ、医療分としての金額が、58万円が61万円という3万円の増加になると。ただ、それは最高額の方がということですので、この1.97%というのは、1万9,000世帯の中の1.97%の方が多分それに該当するんだろうと。要するに、すごくお金をもうけてみえる方ではないのかなと自分は判断したんですけど、その辺が違っていたら教えてください。

【会 長】 事務局、何か答弁ありますか。

【澤田課長】 今言われたとおり、40歳の話については、先ほど私もちょっとお話しさせていただきましたが、全ての保険税率、介護分も含めて発生するのがその年齢からということでしたので、そこを事例として挙げさせていただいたものです。

あと、限度額についての考え方についても、言われたとおりであります。所得の高い方につきまして、少し御負担をお願いしていかうとするものと、あと高くてもある程度抑えられてしまっていくということに不公平感が出てくるということもありますので、それ相応に上げさせていただこうというのが、この考え方でございます。

【会 長】 松屋委員。

【松屋委員】 今の説明、趣旨としては非常によくわかりますが、この(3)の例はわざわざ3人世帯、夫婦で40歳、子供1人、固定資産税なし、の注釈は外していただいたほうが非常にわかりやすくなるんじゃないですかね。

それと、改正後の1,130万が、実際には同じ30年度の課税ベースでいけば、1,183万ということですので、1,183万を置いたほうが、いろいろ御説明で言われておる高額所得の方へ負担をお願いするという趣旨説明にも合うと思うんですけど。

今この状態ですと、かえって混乱を招いて、一々説明を聞かないとわからなくなりますけど。諮問資料ですので、我々が理解できないではいけない。

【会 長】 40歳は、さっき酒井先生が言われたように、介護支援金とか保険金のスタートの年齢ということで、こういう説明をしたんですよ。

【会 長】 事務局。

【澤田課長】 確かに表記の仕方として非常に誤解を招く部分もあったと思いますので、話としましては、3人加入をしていただく方ということと、全ての3つの要素がかかる方というのを表記したかったんですけども、このモデルに誤解があったということで、これは修正させていただこうと思いますし、今ありました改正後の金額につきましても、同条件でなかったら比較しにくいと思いますので、書き方としまして、同条件で、30年度の課税条件でもし改正

するとこれだけ、31年度の課税額でやるとこれだけというのを、注釈をつけて書かせていただこうと思います。

※資料を修正、差し替え。③(3)例から「夫婦40歳 子ども一人」を削り、表を年度ごとの限度額・税率に分けて計算条件を明示したものに変更するとともに、金額を修正した。

【会 長】 あと、よろしかったですか。

(発言なし)

ありがとうございます。

御意見のほうも出尽くしたようでございますので、皆さんお忙しいと思いますので、できましたら、本日この案件につきまして結論のほうをいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

今、御異議なしということの御意見をいただきましたので、本日の諮問のありました基礎課税額に係る課税限度額については、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしということですので、基礎課税額に係る課税限度額の改正については、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することを決定させていただきます。

次に、同じく先ほど諮問をいただきました(イ)応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについてを議題とさせていただきます。

事務局のほうの説明を求めます。

【澤田課長】 それでは、説明をさせていただきます。

それでは、諮問(イ)応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて説明をさせていただきます。

お手元の諮問資料をごらんください。

2. 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間を見直す。

応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間は、資格取得日の属す



る月以後2年を経過する月までの間に限るであります。

まず、①の旧被扶養者とはですが、これは協会けんぽなど被用者保険の被保険者本人が75歳になるなど、後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者が国民健康保険の被保険者となった場合で、国保資格取得日時点で65歳以上の者である場合になります。

例として、下に図を描かせていただきましたが、会社勤めの夫が75歳になったことで、現在の健康保険から後期高齢者医療へ移行する場合、夫の扶養に入っている65歳の妻は国民健康保険へ加入することとなります。この場合の妻のことを旧被扶養者といいます。

②旧被扶養者減免についてですが、平成20年度に後期高齢者医療制度が始まったときに、国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施しましたが、平成22年度後期高齢者医療制度における保険料軽減措置が当分の間継続されることとなったことを踏まえ、本市においても、小牧市国民健康保険税条例施行規則により保険料軽減措置を実施してきました。

旧被扶養者については、協会けんぽなどの加入中には保険料を負担していなかった実態を考慮し、高齢者の医療の確保に関する法律において、資格取得後2年間は保険料の均等割部分を5割軽減する措置を適用してきました。また、所得割についても一切賦課されておらず、平成20年度から特例として実施以来約10年を経過する中で、所得水準にかかわらず軽減特例の対象となる不公平をもたらしていました。

そのため、後期高齢者医療制度において、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、応益割に係る保険料軽減措置が平成31年度以降、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされたことから、国民健康保険についても見直すことが、平成30年12月12日付けで厚生労働省から通知されました。

ただし、旧被扶養者の応能割について、応能というのは所得割と資産割のことですが、当分の間実施することとされました。



例としまして、裏面ですが、ちょっと元号が変わるものですから、西暦で書かせていただいております。2019年4月1日に旧被扶養者となった場合は、2年間経過後の2020年度末まで減免となります。2019年3月31日で旧被扶養者となった月から2年間を経過している場合は、2019年度以降は減免されません。

③ですが、応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについては、本市においても、国の見直しと同じく改正する検討をしています。理由としましては、アの減免については市の裁量が認められているものの、後期高齢者医療制度発足時に国が軽減措置として実施してきた制度に対応したものであり、後期高齢者医療制度の軽減措置と連動していくことが適切と考えていることであります。また、本減免の財源が国の特別調整交付金で補填されており、見直しにより財源が見込まれなくなることがあります。イの国民健康保険財政の健全化に向け、一般会計からその他繰入金の削減に取り組む中で、国の制度以上の減免制度を継続することは取り組みに逆行することが挙げられております。

④影響についてですが、平成30年12月賦課状況で、旧被扶養者減免を受けている128世帯のうち、改正に伴い、平成31年度から旧被扶養者減免の該当でなくなる世帯数は46世帯と見込んでおります。

以上で説明とさせていただきます。

【会 長】 2枚目の説明はいいですか。

【澤田課長】 2枚目の説明につきまして、ちょっと詳しく、またその事例を少し挙げて説明をさせていただきます。

前段、これは今お話しさせていただいたものですが、旧被扶養者というものはどういうものかということと、それからどういうものが軽減されてきたのかということでございます。応能部分というのは、先ほどお話ししましたが、所得割と資産割、これは全額を減免しておりました。例えば扶養であった方であっても、所得、固定資産があっても、それが全部かからないようになっておりました。それから、1人についてかかる均等割と世帯についてかかる平等割についても、その半分を減額しておりました。それは、2年を経過している方であっても、ずっと軽減していた

ものでございました。

その下に例がございます。例えばCさん、Dさんという方で、Cさんというのは旧被扶養者でない1人世帯の被保険者、Dさんという方は旧被扶養者として1人の加入をしていただいた被保険者ということで、その方についてどれくらいの保険税がかかっているかを例として挙げさせていただいているものでございます。

例えばCさんですと、基準総所得額が50万、固定資産が10万であるとすると、保険税額は、30年度でいいますと11万円かかっておりました。Dさんの場合、同じ条件だとしましても、所得割と資産割がかからないということと、均等割と平等割が半分で済んでいるということ、約3万円がいいということになっております。

1枚めくっていただきますと、旧被扶養者というのはどういう方になるのかというのを改めてここに書かせていただいております。先ほどお話をさせていただいた部分がございますが、1つの要件としましては、例えば御主人が協会けんぽ等健康保険に入っていて、その扶養に65歳の奥さんが入っている状態から、御主人が75歳になることで後期高齢に移った場合、その被扶養者の方が65歳以上であれば、それは旧被扶養者の対象になりますよということで書かせていただいております。逆に、65歳に達しない方、移行した時点で65歳未満の方については、これは旧被扶養者ではないということで区別をさせていただいているということ、ここで書かせていただきました。

以上で説明とさせていただきます。

【会 長】 事務局のほうの説明が終わりましたが、何か御質問等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

【吉田委員】 この4番、影響は46世帯とあるが、この46世帯に何かお知らせが行くようなことはありますか。

【会 長】 お知らせが行きますかという御質問です。

【澤田課長】 毎年、旧被扶養者の方については、納税通知書をもって御案内させていただいております。どのように対応させていただくか、まだ細かく考えておりませんが、納税通知書のほうでは記載をさせていただくものですので、6月に御案内するものについて

は、金額がこういうふうに変わりましたというのは御案内させていただき予定です。

【会 長】 よろしいですか。

【吉田委員】 ということは、みずからしっかり研究する人しかわからないということですね。

この被扶養者が受けられる減免とはという下に例示があるんですが、Cさんの年税額とDさんの年税額で、大きく差が11万と3万とありますが、この3万の人が11万になってくるよというような解釈でよろしいですか。

【澤田課長】 応能部分、つまり所得割と資産割の部分は残りますので、Dさんの場合ですと、上の均等割と平等割の部分が上のCさんと同じ額になってきます。

【平林副会長】 所得割と資産割がなくなって、均等割と平等割はCさんと同じ額になるということですか。

【澤田課長】 均等割と平等割の軽減措置はなくなりますので、戻ります。ただ、旧被扶養者の方であっても、応能部分といいまして、所得割、資産割はなくなるわけではないものですから、その方については来年度も軽減がされてくるので、金額でいいますと、Dさんの場合は6万100円になるということです。

【平林副会長】 ということは、どれとどれとどれを足すんですか。Dさんの場合。

【澤田課長】 Dさんの場合は、もともと均等割と平等割だけが半分になっていたということと、所得割も資産割もゼロになっています。所得割と資産割ゼロは継続されますけれども、均等割と平等割は半額に軽減されているということで、実質の金額は倍になるということです。

【今村委員】 CさんとDさんの年税額は3万円違うということですか。

【澤田課長】 CさんとDさんの違いは、旧被扶養者なのか旧被扶養者でないかという区別です。Cさんについては旧被扶養者ではないものですから、通常の4要素、均等・平等・所得・資産割全部がかかってくる方です。旧被扶養者の方については、所得割も資産割もかからないです。

【今村委員】 かからないの。

【澤田課長】 かからないです。ゼロ円になっています。均等割と平等割は、半額になっていた状態であったものを、それは半額ではなくなり、ますということですので、今約3万円かかっているものが、約6万円ちょっとになります。

【今村委員】 ここが2倍、もとへ戻りますよということですね。

【澤田課長】 そうです。均等割と平等割が、Cさんと同じ額になるという話です。

【会 長】 よろしいですか。

(発言なし)

今、お話がありましたように、きちんと御説明していただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、何かございましたでしょうか。

よろしいですか。

(発言なし)

こちらのほうにつきましても、本日結論を出していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

御異議なしということでございますので、本日の諮問のありました応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについては、国の方針どおり、本市の減免期間を見直すことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしということでございますので、応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについては、国の方針どおり、本市の減免期間を見直すことに決定をさせていただきます。

なお、本日決定をいただきました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりでございますので、お許しをいただければ、私と平林副会長が代表して答申を行いたいと思えます。いかがでございましょうか。

(「お願いします」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、3番の議題(1)の諮問につきましては、以上で終わ

りとさせていただきます。

続きまして、議題の(2)の報告、軽減判定基準の改正についてを議題とさせていただきます。

事務局、御説明をよろしく願いいたします。

【澤田課長】 それでは、報告をさせていただきます。

軽減判定基準の改正について説明させていただきます。

お手元の報告資料をごらんください。

今回、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税軽減措置の拡大が実施される予定となっております。

1の改正の内容としまして、保険税軽減措置について、表の網かけのところでございますが、平成31年度においては低所得者の保険税軽減判定所得の基準の見直しを行うこととされております。7割軽減は変更ございませんが、5割軽減の基準額ですが、平成30年度におきましては、33万円に被保険者1人につき27万5,000円を加算した額としていましたが、平成31年度では、33万円に被保険者1人につき28万円を加算した額に改正されます。2割軽減の基準額ですが、平成30年度におきましては、33万円に被保険者1人につき50万円を加算した額としておりましたが、平成31年度では、33万円に被保険者1人につき51万円を加算した額に改正されます。

下に、モデルケースとしまして、給与収入世帯で3人の世帯の場合を記載しております。5割軽減では、給与収入額の上限額は、平成30年度の約190万円から平成31年度は約192万円となり、2割軽減では、給与収入額の上限額は、平成30年度の約287万円から平成31年度は約291万円となります。

また、平成30年12月末現在の賦課状況から計算いたしますと、5割軽減該当世帯数は66世帯、2割軽減世帯数は202世帯増加する見込みであります。この軽減拡大による影響額としましては約700万円と見込んでおります。

2の改定時期ですが、平成31年3月下旬の公布、同月末ごろに専決処分を行い、4月1日からの施行を見込んでいます。

以上で説明とさせていただきます。

【会 長】 事務局の今の報告事項についての御説明がございました。

何か御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。  
よろしかったですか。

(発言なし)

御意見もないようでございますので、議題の(2)の報告、軽減判定基準の改正についての報告事項については以上で終わりとさせていただきます。

委員の皆様の中で、ほかに何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

(発言なし)

特にないようでございますので、議事につきましては、これで終了とさせていただきます。

その他として、事務局から報告、連絡事項等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

【福光係長】 本日は、御審議いただきましてありがとうございます。

資料に不備が、行き届かないところがありまして大変御迷惑をおかけしました。

議事録につきましては、作成次第、署名をいただきに伺わせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、まだ予定の段階ではありますけれども、秋ごろにまた当運営協議会を開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

市内でも交通事故が多発しておりますし、あとインフルエンザもまだまだはやっておりますので、どうぞ皆様お体にお気をつけて、交通安全にお気をつけてお過ごしください。本日はありがとうございました。

【会 長】 それでは、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。御苦勞さまでございました。


[閉会 14時55分]



上記のとおり、平成31年2月14日（木）開催の国民健康保運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

平成31年3月18日

会 長 早稲田 幸男 

署名委員 松屋 亜州男 

署名委員 松岡 和宏 